

ID: 474

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	資料の館外貸出しの許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立美術博物館条例施行規則 第5条第1項		
例 規 番 号	令和6年規則第60号		
【根拠条文】 (資料の館外貸出し) 第5条 教育、学術又は文化に関する機関、団体等が資料の館外貸出しを受けようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ資料館外貸出申請書(様式第5号)を市長へ提出しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日